

地下水等の利用手続について

井戸水（地下水）、雨水利用水、ビル湧水等、水道水以外の水を公共下水道に排除している場合、その排水を処理場できれいにするための費用として下水道使用料がかかります。

～ 下水道使用料がかかる場合 ～

○家庭や事業等で井戸水（地下水）を使用し、公共下水道に排除する場合

○雨水を貯溜し、トイレ等に利用している場合

○ビル湧水を公共下水道に排除している場合

○温泉水・海水などを利用した後、公共下水道に排除する場合

※「公共下水道使用開始届」を提出せずに地下水等を公共下水道へ排除している場合は、下記担当まで連絡ください。

地下水等の利用に伴う手続は、上下水道局の定める「排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱」に基づき運用しています。

届出及び申告における手続きや注意点は、次のとおりです。

1 概要

地下水等を利用し公共下水道へ排除する場合、下水道使用料の算定に必要な排出汚水量（公共下水道へ排除される水量）を私設メーターにより計量し、上下水道局へ申告する手続です。

2 手続の流れ

(1) 事前相談（協議）

営業課（市役所第3庁舎10階）で事前に打ち合わせをします。

・地下水等を使用する場所、使用者

※届出者は、下水道使用料をお支払いされる方になります。

・給排水の状態（給排水系統図）

・地下水等を利用する理由

・私設メーターの設置箇所等

※給排水系統図は、私設メーター、地下水等の利用設備を記載し、必ず持参してください。

※一般家庭で地下水等を使用される場合、定量認定する方法もありますので御相談ください。

(2) 届出書類の提出

私設メーターの設置後に、公共下水道使用開始届、私設メーター届及び給排水系統図等を提出してください。届出書類に不備があった場合や現地調査が必要な場合は、御連絡します。

※届出書類に問題がなかった場合は、御連絡はしません。

- (3) 排出汚水量認定申告書の提出（毎月、又は2か月に一度）

下水道使用料を算定するために必要な排出汚水量認定申告書（以下「申告書」という）を提出してください。

- (4) 下水道使用料の請求

水道料金とは別に、算出された汚水排出量による下水道使用料の納入通知書をお送りします。納付書にてお支払いください。

※指定金融機関の口座振替もご利用いただけます。

- (5) 5年ごとの私設メーター届の提出

5年に一度、私設メーター届、私設メーターの写真（メーターの製造番号、有効期間、指針が判別できる写真）の提出が必要となります。上下水道局から案内が届いた際には、速やかに提出してください。

3 届出書類

- (1) 公共下水道使用開始届

- (2) 私設メーター届

- (3) 給排水系統図

- (4) 私設メーターの写真

私設メーターは、メーター（製造）番号、検定期間、指針が判別できるもの

- (5) 地下水等の使用する施設・設備の写真（資料）など

4 主な注意事項

- (1) 設置する私設メーターは、原則として、計量法に係る検定制度に合格したメーター（検定品メーター）で有効期間内のものに限られます。
- (2) 排出汚水量認定申告書の提出が期日より遅れた場合、過去5年間に申告された排出汚水量のうち最大の排出汚水量を当該月の排出汚水量として認定を行います（要綱第10条）。
- (3) 排出汚水量認定申告書の提出が期日より遅れてしまった場合であっても、必ず提出してください。提出されない場合、次回の検針における前回指針が不明となるため、次回の検針についても、過去5年間に申告された排出汚水量のうち最大の排出汚水量を当該月の排出汚水量として認定を行います。
- (4) 私設メーターの有効期間が切れた場合、有効期間が切れた私設メーターで計量を行うことは計量法違反となるため、過去5年間に申告された排出汚水量のうち最大の排出汚水量を当該月の排出汚水量として認定を行います。期限前に私設メーターを交換するようにしてください。
- (5) 5年ごとに私設メーター届の提出が必要になります。7月から8月頃に上下水道局から案内を発送します（行政区ごとに提出年度を定めています）。
- (6) 公共下水道使用開始届を提出せずに地下水等を使用していた場合、下水道使用料は、地方自治法に定められている公の施設の使用料であるため、5年が経

過して時効となったものを除き、遡って下水道使用料を請求します。

5 申告書

公共下水道へ排除する水量について、申告するための書類です。

公設メーター（局水道メーター）の検針が毎月行われる場合は毎月 1 日に、2 か月に一度行われる場合（隔月制）は 2 か月ごとの水道メーターの検針日に、提出してください。

(1) 提出時期

ア 毎月制（公設メーターの検針が毎月 1 日に行われる場合）

毎月 1 日に私設メーター等を検針し、毎月申告書を提出してください。

イ 隔月制（公設メーターの検針が 2 か月に一度、奇数月又は偶数月に行われる場合）

公設メーターの検針日と同じ日に私設メーター等の検針を毎月行い、2 か月に一度申告書を 2 枚（2 か月分）提出してください。

※私設メーター等の検針自体は、毎月行ってください。

※私設メーターの検針日は、公設メーターの検針日から多少前後してもかまいませんが、なるべく同じ日に検針するようにしてください。

公設（局水道） メーターの検針	私設メーター等の検針	
	検針日	申告書の提出
毎月制	毎月 1 日	1 か月ごと（1 枚）
隔月制（2 か月ごと）	毎月決まった日 ※地域により異なる	2 か月ごと（2 枚）

(2) 提出方法

オンラインによる Web サイトからの Excel データによる提出となります。
添付する資料は、1 つにまとめて PDF 形式としてください。

(3) 提出箇所（Web サイト）

川崎市上下水道局トップページ

> くらしの中の上下水道

> 料金について

> 井戸水（地下水）、雨水利用水～を公共下水道に排出されている皆様へ

> オンラインによる届出（排出汚水量認定申告書）

(4) 注意事項

申告書は、下水道使用料を請求する算出基礎となるものです。

公設メーターの検針日から 5 日以内に提出してください。

※申告書の提出が遅れた場合、過去 5 年間に申告された排出汚水量のうち最

大の排出汚水量を当該月の排出汚水量として下水道使用料を算定します。また、提出が遅れてしまった場合であっても、必ず提出してください（前述の 4 (2) (3) のとおり）。

6 排出汚水量認定事項変更届出書（変更届）

使用者（法人）名義、私設メーター、給排水系統等の変更があった場合、必要な資料を添付し、提出してください。変更の日から 10 日以内に提出してください。

(1) 私設メーターの変更

私設メーターを有効期限（検定満期）前に交換する場合
次の内容が判別できる写真を添付してください。

- ア 取外メーターの最終指針
- イ 取付メーターの製造番号（メーター番号）
- ウ 取付メーターの有効期限（検定満期）
- エ 取付メーターの取付指針

(2) 私設メーターの追加

新たな施設を設置する等、給排水系統の変更を行う場合
新たな給排水系統図の他、次の内容が判別できる写真を添付してください。

- ア 新たな給排水系統図
- イ 取付メーターの製造番号（メーター番号）
- ウ 取付メーターの有効期限（検定満期）
- エ 取付メーターの取付指針

(3) 私設メーターの廃止（撤去）

施設を廃止する等、給排水系統の変更を行う場合
新たな給排水系統図の他、次の内容が判別できる写真を添付してください。

- ア 新たな給排水系統図
- イ 取外メーターの製造番号（メーター番号）
- ウ 取外メーターの最終指針

※ 人事異動に伴う代表者の変更は、届出不要です。

7 排出汚水量に関する報告書（報告書）

排出汚水量の申告に際して、私設メーターの指針を読み間違えたり、地下漏水等があった場合、経緯・原因・再発防止措置を記載して提出してください。

内容を審査の上、適正な理由があると認められる場合には、当該事情を考慮して、排出汚水量の認定を行います。

8 公共下水道使用廃止届（廃止届）

施設や設備の廃止等により、地下水等を公共下水道に排除しなくなった場合、次の写真を添付して、廃止から10日以内に提出してください。

- 私設メーターの番号、廃止日の指針が判別できるもの（私設メーターごと）

【問合せ先】

210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所 第3庁舎10F

川崎市 上下水道局サービス推進部営業課

電話 044-200-2872

Fax. 044-200-3996

E-mail 80eigy@city.kawasaki.jp